

自動販売機設置場所管理者の皆様へ

自動販売機を利用した 人権相談電話番号の周知広報に 御協力をお願いします

法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）をお受けし、国民の皆様の身近に起こる人権問題を解決に導く取組を行っています。

しかし、このような取組が国民の皆様には十分知られているとは言えず、深刻な人権侵害を受けてもどこに相談してよいのか分からない方がいらっしゃるのではないかと思います。

広島法務局及び広島県人権擁護委員連合会では、街中に設置してある飲料自動販売機を利用させていただいて人権相談電話番号の広報を行うことができれば、人権相談窓口の周知拡大を図ることができるのではないかと考えております。

つきましては、飲料自動販売機の前面広告スペースに広報ポスター（次頁参照）を掲示することによる人権相談電話番号の周知広報に御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

自動販売機設置場所管理者様からの御協力がいただければ、広島法務局において、当該自動販売機の設置事業者様と連絡・調整を行い、自動販売機設置事業者様の御協力がいただけた場合には、自動販売機の前面広告スペースに人権相談電話周知広報ポスターを掲示させていただきます。

- ★自動販売機の設置場所管理者様と自動販売機設置事業者様との契約による販売手数料に変更はありません。
- ★広報ポスターには、協力団体様の名称を印刷させていただきます。
- ★協力いただいた企業様・団体様は広島法務局のホームページ等で紹介させていただきます。
- ★社会貢献活動としてPRしていただけます。

自動販売機設置場所管理者様からのご連絡をお待ちしています

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号
広島法務局人権擁護部
担当者 人権擁護専門官
TEL 082-228-5764 FAX 082-228-8087

前面広告スペース

今、悩みを抱えるあなたへ
ひとりで悩まず、ご相談ください
秘密は守ります。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番 ナビダイヤル 0570-003-110
平日午前8時30分～午後5時15分

子どもの人権110番 フリーダイヤル 0120-007-110
平日午前8時30分～午後5時15分

女性の人権ホットライン ナビダイヤル 0570-070-810
平日午前8時30分～午後5時15分

Foreign-language Human Rights Hotline ナビダイヤル 0570-090-911
外国語人権相談ダイヤル Weekdays 9:00~17:00

インターネットでも相談を受け付けています
SOS eメール インターネット人権相談 <http://www.jinken.go.jp/>

〇〇〇株式会社と□□□株式会社は、法務省の人権啓発活動に協力しています
広島法務局・広島県人権擁護委員連合会

今、悩みを抱えるあなたへ
ひとりで悩まず、ご相談ください
秘密は守ります。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番 ナビダイヤル 0570-003-110
平日午前8時30分～午後5時15分

子どもの人権110番 フリーダイヤル 0120-007-110
平日午前8時30分～午後5時15分

女性の人権ホットライン ナビダイヤル 0570-070-810
平日午前8時30分～午後5時15分

Foreign-language Human Rights Hotline ナビダイヤル 0570-090-911
外国語人権相談ダイヤル Weekdays 9:00~17:00

インターネットでも相談を受け付けています
SOS eメール インターネット人権相談 <http://www.jinken.go.jp/>

〇〇〇株式会社と□□□株式会社は、法務省の人権啓発活動に協力しています
広島法務局・広島県人権擁護委員連合会

〇〇〇株式会社と□□□株式会社は、法務省の人権啓発活動に協力しています
広島法務局・広島県人権擁護委員連合会